

雇用保険被保険者 **p** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5101 - 443526 - 4	3 フリガナ	イノウエ タツヤ	4 休業等を開始した日の年 月 日	令和 7 10 15
2 事業所番号	1301 - 695269 - 7	休業等を開始した者の氏名	井上 達也	年 月 日	
5 名称	株式会社indent	6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 669 - 1111 西宮市生瀬高台13-16	電話番号 (090)	5677 - 5649
事業所所在地	東京都千代田区神田三崎町三丁目6番12号神田三崎町ビル4階				
電話番号	080 - 6724 - 0253				
住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目6番12号神田三崎町ビル4階 事業主 氏名 株式会社indent 代表取締役 釜形 勇氣					
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等					
7 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	8 7の期間における賃金支払基礎日数	9 賃金支払対象期間	10 9の基礎日数	11 賃金額	12 備考
休業等を開始した日	10月 15日			A B 計	
9月 15日 ~ 休業等を開始した日の前日	30日	9月 21日 ~ 休業等を開始した日の前日	15日	453019	453019
8月 15日 ~ 9月 14日	31日	8月 21日 ~ 9月 20日	31日	545000	545000
7月 15日 ~ 8月 14日	31日	7月 21日 ~ 8月 20日	31日	545000	545000
6月 15日 ~ 7月 14日	30日	6月 21日 ~ 7月 20日	30日	565794	565794
5月 15日 ~ 6月 14日	31日	5月 21日 ~ 6月 20日	31日	538743	538743
4月 15日 ~ 5月 14日	18日	4月 21日 ~ 5月 20日	30日	535901	535901
3月 15日 ~ 4月 14日	31日	3月 21日 ~ 4月 20日	31日	501598	501598
2月 15日 ~ 3月 14日	28日	月 日 ~ 月 日	日		
1月 15日 ~ 2月 14日	21日	月 日 ~ 月 日	日		
12月 15日 ~ 1月 14日	15日	月 日 ~ 月 日	日		
11月 15日 ~ 12月 14日	20日	月 日 ~ 月 日	日		
10月 15日 ~ 11月 14日	19日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
13 賃金に関する特記事項				p 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 8 年 1 月 29 日 (受理番号 DI00053051 号)	
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 ヵ月)				
公所共記載業欄安定					

注意
1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 8 年 1 月 29 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	--------------------------------------------------	--------------	--------------------------------